

一時借入金の借入要領

(平成29年1月23日財務部長決裁)

1 借入の考え方

(1) 基本的考え方

一時借入金は、利率提示見積り合わせ方式を採用し、最低利率を提示した金融機関から借入する。なお、突発的な資金不足が生じた場合には、指定金融機関との相対交渉により借入するものとする。

(2) 金融機関の選定

利率提示の対象金融機関は、下記のとおりとする。

- ① 指定金融機関である北洋銀行
- ② 市内に本・支店を有する銀行および信用金庫（①を除く7行）

北海道銀行 みちのく銀行 青森銀行 北陸銀行 みずほ銀行
道南うみ街信用金庫 渡島信用金庫

- ③ 上記のほか、利率提示方式への参加要望のある金融機関（5行）

三菱UFJ信託銀行 信金中央金庫 北海道信用農業協同組合連合会
北海道信用漁業協同組合連合会 新函館農業協同組合

(3) 借入の方法

(ア) 利率提示見積り合わせ方式分（約80%程度）

上記金融機関から、利率の提示を受け、最も低い利率を提示した金融機関に決定することとする。ただし、一定期間の初回は上記金融機関のすべてを利率提示の対象とするが、2回目以降は、初回到利率提示をした金融機関および指定金融機関での提示によるものとする。

※ 一定期間とは、機会の公平性、事務の効率化等を勘案し、3か月とする。

(イ) 弾力的需要分（約20%程度）

利率提示の状況を勘案し、指定金融機関と相対交渉によるものとする。

(4) その他

(ア) 提示した利率が、当該金融機関の短期プライムレートより高い利率である場合、「一定期間」内において、利率提示の対象から除外する。

(イ) 借入する金額や借入の期間および急を要するなど特別な事情がある場合には、総合的にそれらを判断し、上記の方法によらず借入することができるものとする。

2 借入の事務要領

(ア) 利率提示見積もり合わせ方式分

区 分	適 要
利率提示の照会	借入予定日の3日前
借 入 期 間	最短 2日間 (市の資金繰りを考慮し決定)
利息の計算・支払	利息は片落として、後払いとする
担保・保証人	な し (信用貸し)
そ の 他	最も低い利率を提示した金融機関が、指定金融機関を含む複数の場合、指定金融機関に決定 最も低い利率を提示した金融機関が、指定金融機関を除く複数の場合、再度利率照会を行い決定

(イ) 弾力的需要分

区 分	適 要
利率提示の照会	借入予定日の前日
借 入 期 間	最短 2日間 (市の資金繰りを考慮し決定)
利息の計算・支払	利息は片落として、後払いとする
担保・保証人	な し (信用貸し)
そ の 他	指定金融機関と利率提示見積もり合わせによる借入利率を勘案し、相対交渉とする

3 適用年月日 平成29年1月23日